

令和 7 年度の取組報告

施策 5 権利擁護が必要な方への支援を充実する

取組項目 1 成年後見制度の利用を支援する

【事業番号 40】成年後見制度の利用に関する支援

1 事業内容

成年後見制度の利用の申立てに係る経費や、後見人などに対する報酬について、区は、経済上の理由により支払いが困難な方へ助成を行う。

また、区長申立を適切に実施する。

2 令和 10 年度末目標

- ・申立経費の助成件数 52 件
- ・後見人等への報酬費用の助成件数 126 件

3 実績

(1) 申立経費の助成件数の推移

年度	件数			
	合計	区長申立	本人申立	親族申立等
令和 7 年度 (12 月末時点)	19	19	0	0
令和 6 年度	41	38	2	1
令和 5 年度	21	21	—	—

※令和 6 年度より、本人申立等を助成対象として拡大

(2) 報酬助成の推移

年 度	助成件数	備 考	
令和 7 年度 (12 月末現在)	66	区長申立 27 件	区長申立以外 39 件
令和 6 年度	87	区長申立 40 件	区長申立以外 47 件
令和 5 年度	88	区長申立 50 件	区長申立以外 38 件

4 成年後見制度利用支援事業の充実について（再周知）

(1) 概要

制度利用に必要な経費を支払うことが困難な方に対する支援を充実する。

(2) 内容

① 成年後見制度利用申立経費の助成対象および要件の拡大

	R 6. 3月まで	R 6. 4月から
助成対象	・ 区長申立	・ 区長申立、 <u>本人申立</u> 、 <u>親族申立等</u>
助成要件	・ 生活保護受給者	・ 生活保護受給者 ・ <u>住民税非課税かつ預貯金額50万円以下</u>
助成対象経費	申立手数料、登記手数料、郵券、診断書作成料、鑑定料	
助 成 額	申立にあたり負担した金額	

② 後見人等報酬費用助成対象の拡大

	R 6. 3月まで	R 6. 4月から
助成対象	・ 成年後見人、保佐人、補助人	・ 成年後見人、保佐人、補助人 ・ <u>後見監督人、保佐監督人、補助監督人</u>
助成要件	・ 生活保護受給者 ・ 住民税非課税かつ預貯金額50万円以下	
助 成 額	年額240,000円（上限）	

取組項目 2 法人後見や市民後見人等の活用を推進する**【事業番号 42】市民後見人の養成と支援**

1 事業内容

ほっとサポートねりまと協働し、市民後見人養成研修を実施している。実務研修や権利擁護の意識を高めるカリキュラムを導入し、研修内容の充実を図る。

市民後見人候補者として登録後も、フォローアップ研修を実施する。また、市民後見人として、後見人を受任した後は、ほっとサポートねりまが後見監督業務を担い、活動をサポートする。

2 令和 10 年度末目標

- ・市民後見人養成研修内容の充実
- ・市民後見人の受任件数 累計 43 件

3 令和 7 年度 市民後見人養成研修について

別紙 「令和 7 年度 市民後見人養成イメージ」

別紙 「令和 7 年度 市民後見人養成研修カリキュラム」

4 市民後見人の養成と受任件数について

実績（2～7年度）

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度 (1 月末)
養成研修 修了者 (累計)	61 人	73 人	81 人	85 人	90 人	95 人
受任件数 (累計)	24 件	26 件	29 件	31 件	34 件	36 件

取組項目3 権利擁護に関連する支援事業を充実する

【事業番号 45】 将来の不安に備えた支援の実施

1 事業内容

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などに対し、「高齢者在宅生活あんしん事業」を実施する。

令和6年度に、ほっとサポートねりまに開設した終活相談窓口で受け付けた相談内容からニーズを把握し、必要なサービスを検討する。

2 令和10年度末目標

- ・ 高齢者在宅生活あんしん事業の利用者数 2,900 人
- ・ 権利擁護に関する新たなサービスの実施

3 高齢者在宅生活あんしん事業

実績（2～6年度）

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (12月末)
1,921人	2,059人	2,221人	2,350人	2,366人	2,407人

※令和6年度利用者実人数（廃止含む）2,870人

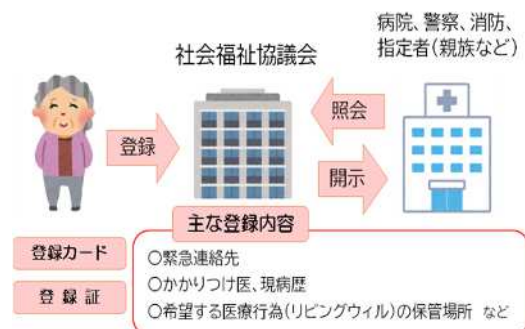
※令和7年度（12月末）利用者実人数（廃止含む）2,682人

4 ねりま架け橋プロジェクト～ひとりにしない～を始動

予め本人の意思を確認し、体調や判断能力が低下した際、本人が希望する支援につなぐ取組などを「ねりま架け橋プロジェクト」として開始。

(1) 終活情報登録事業の開始

緊急連絡先や希望する医療行為などの情報を社会福祉協議会に無料で登録。判断能力の低下や死亡時に、事前に指定した親族や病院などからの照会を受け、社協が情報を開示。



(2) 終身サポート事業～そなえ・あんしん 365～の開始

練馬区社会福祉協議会が、日常生活の見守りなどの生活支援、入院・入所時等の手続支援、死後事務支援を、ニーズに応じたパッケージで提供する。十分な資力がない方が、支援を受けられるよう、サービス契約時の預託金は低廉にする。また、同様のサービスを提供する民間事業者と連携して、相談者の支援ニーズや資力に応じた支援へつなげる。

